

## Q1 解体は受付先着順ですか

先着順ではありません。準備ができ次第、ご連絡します。

## Q2 申請様式はどこにありますか

窓口にご用意していますので、お手数ですが窓口にお越しくください。なお、市のホームページからもダウンロード可能です。

### 【窓口】

珠洲市民図書館 特設会場 8:30～18:00 (平日、土日祝)

石川県庁行政庁舎7階資源循環推進課 概要説明窓口 9:00～17:00 (平日)

## Q3 郵送で申請したい

郵送申請は行っておりません。お手数ですが、窓口までお越しくください。

## Q4 申請期間はいつまでか

受付期間の終了時期については、市の広報等で改めてお知らせします。

## Q5 相続関係や隣地地権者の同意取得などについて相談したい

相続等のご相談は、以下の無料相談窓口をご活用ください。

### 【電話相談 (平日)】

○令和6年能登半島地震何でも無料電話相談<金沢弁護士会>

電 話 | 080-8995-9483

受付時間 | 平日10:00～16:00

### 【電話相談 (平日)】

○へるぷねっといしかわダイヤル<石川県司法書士会>

電 話 | 076-292-8133

受付時間 | 平日10:00～16:00

### 【対面・オンライン相談 (Zoom)】

○水曜面接相談会<石川県司法書士会>

相談日時 | 毎週水曜18:00～20:00 (司法書士会館)

※要予約: 電話076-291-7070または石川県司法書士会 HP から

### 【電話相談 (夕方・土日祝)】

○日本司法書士会連合会 ※6月30日(日曜)まで

フリーダイヤル | 0120-315199

受付時間 | 平日・土日祝17:00～20:00

## Q6 実印がない場合はどうすればよいか

印鑑登録が必要となります。珠洲市役所 1 階市民課市民サービス係（市民課（1）窓口）で申請ください。

## Q7 母屋と増築した倉庫がつながっているが、倉庫だけ解体・撤去してほしい

つながっている建物は原則一棟とみなします。ただし、次のような場合は、全壊または半壊の認定を受けた建物の一部を一棟とみなし、解体することができます。

①登記簿上、別の建物となっている場合

②登記簿上は 1 棟だが、構造上、複数の建物と判断できる場合

※解体する建物としない建物を自費で縁切り（切り離し工事）していただく必要があります

【注意】縁切りを行えば公費解体の対象になる、ということではありません。残したい部分だけ残す解体工事が可能かどうかは、現地立会いで家屋の状況等を確認した上で判断します。事前に工務店等と縁切りの可否について相談していただくとスムーズです。

## Q8 敷地内に母屋とは別棟の倉庫等があるが、倉庫等のみの解体・撤去は対象となるか

り災証明書で「半壊」以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の判定を受けていて、生活環境保全上の支障があると市が認める場合は、倉庫等のみの解体・撤去も対象となります。申請受付後に、現地調査を行い、解体・撤去の判定をします。

## Q9 不要な家財道具は室内に置いたままでよいか

公費解体をスムーズに進めるため、危険のない範囲で解体前に取り出してください。

また、倒壊した家屋等から貴重品や思い出の品を取り出したい場合は、解体業者との現地立会いでその旨をご相談ください。

## Q10 家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀を解体・撤去してもらいたい

倒壊のおそれがあると認められる場合及び工事支障のため撤去の必要性がある場合は、家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀も解体・撤去します。申請受付後に、現地調査を行い、倒壊のおそれがあるか否か判断します。

## Q11 解体前の現地立会いに必ず行かないといけないか

現地立会いは解体の範囲や対象物等を事前に確認する重要な打合せとなりますので、必ず立ち会ってください。本人の立会いが困難な場合、代理人でも構いませんが、その場合は委任状が必要となります。

### **Q12 自費で解体・撤去した場合は全額償還されるのか（費用償還制度について）**

所有者ご自身で解体業者と契約を結び、被災家屋等を解体・撤去した場合の費用の償還制度については、所有者が支払った金額と申請内容をもとに市が算定した金額の比較により償還金額を決定しますので、全額の償還とならない場合があります。  
現在、相談・申請を珠洲市民図書館特設窓口で受け付けています。

### **Q13 浄化槽の撤去後の整地・穴埋めは公費解体で行えるのか**

公費解体では住居と一体として浄化槽の撤去を行うことができます。ただし、浄化槽撤去後の穴埋めや整地を行いたい場合は自己負担でお願いします。

### **Q14 母屋と離れ・納屋等を時期をずらして解体したい**

原則、同一敷地では一体での解体となります。申請を分けるか片方を自費解体していただくようお願いします。

### **Q15 神社や集会場も対象となるのか**

り災証明書で「半壊」以上の判定を受けている場合は対象となります。

### **Q16 津波の漂着物と崖崩れによる土砂が住居等に侵入している場合は対象となるのか**

対象となります。申請書の被災用地への災害等廃棄物の流入及び漂着の有無の欄にチェックをお願いします。

### **Q17 隣接地の所有者の同意書が必要となるのはどのような場合か**

解体にあたり隣接地を通して進入する必要がある場合等が該当します。  
区長や近隣の方にご相談のうえ、申請者自身で用意していただくようお願いします。

### **Q18 隣接地建物の所有者の同意が必要となるのはどのような場合か**

隣接地の建物に解体対象家屋が接触している場合等が該当します。  
区長や近隣の方に相談のうえ、申請者自身で用意していただくようお願いします。

### **Q19 市全体の解体の計画はあるのか**

公費解体は、令和7年10月頃の終了を目指しています。